

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 4 月 14 日 (金) 第 404 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定 (2 件) (森づくり推進課取扱い) 1
- 救急病院等の認定 (保健医療福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (障害福祉課取扱い) 2
- 肥料の登録の有効期間の更新 (経営技術課取扱い) 3
- 基本測量の終了 (2 件) (監理課取扱い) 3
- 公共測量の終了 (5 件) (監理課取扱い) 3
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 (北薩地域振興局取扱い) 4

公 告

- 令和 5 年度製菓衛生師試験公告 (生活衛生課取扱い) 4

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 383 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 5 年 4 月 14 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 保安林の所在場所
鹿 児 島 市 喜 入 町 6990 番 2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿 児 島 県 環 境 林 務 部 森 づ け り 推 進 課 及 び 鹿 児 島 市 役 所 に 備 え 置 いて 縦 覧 に 供 す る。)

鹿 児 島 県 告 示 第 384 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として

指定する。

令和5年4月14日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
日置市日吉町日置字紙漣頭7222番1, 7222番3, 7222番11, 7222番12
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第385号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次のとおり救急病院又は救急診療所として認定した。

令和5年4月14日

鹿児島県知事 塩田康一

救急病院・救急診療所の別	名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 間
救急病院	鹿児島赤十字病院	鹿児島市平川町2545番地	令和5年3月1日から 令和8年2月28日まで

鹿児島県告示第386号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和5年4月14日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
海浜薬局	南さつま市加世田村原四丁目6番地2	令和5年4月1日	育成医療・更生医療
おおすみ薬局	鹿屋市新川町908番地	令和5年4月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第387号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和5年4月14日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更 新 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
指宿薬剤師会薬局	指宿市十二町4224番地	令和5年4月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第388号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和5年4月14日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1333号	令和8年4月6日	乾燥菌体肥料	牛ノ助	窒素全量 5.0 りん酸全量 2.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	九州昭和産業株式会社	志布志市志布志志布志3309番地

鹿児島県告示第389号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から令和4年9月2日鹿児島県告示第679号で告示した基本測量の実施は、令和5年3月31日終了した旨の通知があった。

令和5年4月14日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第390号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から令和4年6月3日鹿児島県告示第498号で告示した基本測量の実施は、令和5年3月31日終了した旨の通知があった。

令和5年4月14日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第391号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、指宿市長から令和4年4月26日鹿児島県告示第406号で告示した公共測量の実施は、令和5年3月31日終了した旨の通知があった。

令和5年4月14日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第392号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南薩地域振興局長から令和4年10月21日鹿児島県告示第749号で告示した公共測量の実施は、令和5年3月23日終了した旨の通知があった。

令和5年4月14日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第393号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南薩地域振興局長から令和4年11月18日鹿児島県告示第810号で告示した公共測量の実施は、令和5年3月24日終了した旨の通知があった。

令和5年4月14日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第394号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鹿児島地域振興局長から令和4年11月1日鹿児島県告示第778号で告示した公共測量の実施は、令和5年3月27日終了した旨の通知があった。

令和5年4月14日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第395号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大隅地域振興局長から令和4年10月21日鹿児島県告示第752号で告示した公共測量の実施は、令和5年3月24日終了した旨の通知があった。

令和5年4月14日

鹿児島県知事 塩田康一

北薩地域振興局告示第7号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和5年4月14日

北薩地域振興局長 北菌育子

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ハッピーアシスト Luana	薩摩川内市大小路町3511番地	モアニ株式会社	薩摩川内市大小路町3511番地	東條 了子	令和5年4月1日	保育所等訪問支援

公 告

令和5年度製菓衛生師試験公告

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により、令和5年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

令和5年4月14日

鹿児島県知事 塩田康一

1 試験の日時

令和5年6月7日（水）午後2時から午後4時まで

2 試験の場所

かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町14番50号）

3 試験方法及び試験科目

試験は、次に掲げる科目について、筆記試験の方法により行う。ただし、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による1級又は2級の菓子製造技能士で、試験科目の免除を願い出た者については、試験科目のうち製菓理論及び実技を免除する。

- (1) 衛生法規
- (2) 公衆衛生学
- (3) 食品学
- (4) 食品衛生学
- (5) 栄養学
- (6) 製菓理論及び実技

4 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（製菓衛生師法附則第3項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。以下同じ。）であって、製菓衛生師法第5条第1号に規定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識

及び技能を修得したもの

(2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの

(3) 昭和41年12月26日において現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、同日において3年を超えているもの又は同日後3年を超えるに至ったもの

5 試験手数料

9,700円

6 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書

イ 4の(1)に該当する者にあつては、製菓衛生師法第5条第1号に規定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する当該製菓衛生師養成施設の長の証明書

ウ 4の(2)に該当する者にあつては、学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類及び菓子製造業務従事証明書

エ 4の(3)に該当する者にあつては、菓子製造業務従事証明書

オ 試験科目の免除を願い出る者にあつては、提出書類等の提出先で原本照合を受けた菓子製造に係る1級又は2級の技能検定合格証書の写し

カ 現在の氏名と提出書類に記載された氏名が異なる者にあつては、戸籍抄本（出願前6月以内に交付されたもの）

キ 写真（出願前6月以内に撮影した正面向き、上半身、無帽の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(2) 提出書類等の提出先

受験希望者の住所地を管轄する県の各保健所（鹿児島市又は県外に居住する者にあつては、鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577））に提出すること。

なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「製菓衛生師試験受験願書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

(3) 試験手数料の納付方法

受験願書提出の際、鹿児島県収入証紙により納付すること。

なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。

7 提出書類等の受付期間

令和5年4月17日（月）から同年5月15日（月）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、令和5年5月15日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書等の用紙の交付

受験願書及び菓子製造業務従事証明書の用紙は、鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課及び県の各保健所において交付する。

なお、同用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、84円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 受験票の交付等

受験資格があると認められた者に対して郵送により受験票を交付するので、試験当日持参すること。

10 合格者の発表

合格者に対し、合格証書を郵送して行う。

また、合格者の受験番号を鹿児島県のホームページ（<http://www.pref.kagoshima.jp/>）において掲示する。

11 その他

(1) 試験に関する照会は、鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課（電話099-286-2788）又

は県の各保健所に対して行うこと。

- (2) 試験に関して不正の行為を発見したときは、その者について試験を停止し、又はその者の試験を無効とする。